

山梨県産業技術センターと 信州大学繊維学部との連携に関する協定書

山梨県産業技術センター（以下「甲」という。）と信州大学繊維学部（以下「乙」という。）は、両機関の連携・協力を促進し、相互の研究開発能力及び人材等の総合力を発揮することが、地域経済の発展振興に重要な役割を果たすことに鑑み、以下のとおり連携・協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携・協力のもと、産業振興、人材育成及び学術研究に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、事前協議の上、連携・協力する。

- （1）共同研究等の実施に関すること。
- （2）地域産業振興、新産業創出に関すること。
- （3）研究者の研究交流を含む相互交流に関すること。
- （4）教育・人材育成の推進及び相互支援に関すること。
- （5）研究施設・設備の相互利用に関すること。
- （6）情報発信の相互支援及び共同実施に関すること。
- （7）その他甲と乙が必要と認めること。

（連携協議会）

第3条 甲及び乙は、前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、両機関の代表者で構成する連携協議会を必要に応じて設置・開催するものとする。

2 連携協議会の構成、運営について必要な事項は甲乙双方協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から5年間とする。ただし、その間の連携・協力内容の評価を行い、両者の合意により更新することができる。

（協議）

第5条 本協定に定める事項について、疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙署名の上、それぞれ1通を保管するものとする。

令和4年2月18日

甲 山梨県甲府市大津町2094

山梨県産業技術センター

所 長

初鹿野晋一



乙 長野県上田市常田3-15-1

信州大学

繊維学部長

森川英明

